



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

342	特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 1
343	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)..... 2
344	救急病院の申出の撤回	(医務課)..... 2
345	救急診療所の認定	(")..... 2
346	保安林予定森林	(森林整備課)..... 2
347	保安林の指定施業要件変更予定	(")..... 3
348	〃	(")..... 3
349	土地収用法に基づく手続の開始	(用地対策課)..... 3

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)..... 4
	〃	(")..... 4
	〃	(")..... 5

○ 監査公表

	監査公表第9号 5
--	---------	---------

告 示

和歌山県告示第342号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第26条第1項の規定による所轄庁の変更を伴う定款変更認証の申請があったので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年5月21日まで縦覧に供する。

平成24年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年3月21日

2 名称

特定非営利活動法人インド日本友の会

3 代表者の氏名

DASH SRIKANTA KUMAR

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市屋形町三丁目24

5 定款に記載された目的

この法人は、インド国民と日本国民とが交流事業を通し相互理解と友好親善を推進し、社会全体の幸福の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第343号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010121063	宿泊型自立訓練たいむ	和歌山市新庄563番地1	宿泊型自立訓練	精神障害者	医療法人田村病院	和歌山市小倉645番地	平成24.4.1	平成30.3.31

和歌山県告示第344号

次の病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成24年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 名称 高野町立高野山病院
- 所在地 伊都郡高野町大字高野山 631
- 失効日 平成24年3月31日

和歌山県告示第345号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 名称 高野町立高野山総合診療所
- 所在地 伊都郡高野町大字高野山 631
- 有効期限 平成27年4月1日

和歌山県告示第346号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字押手字下横谷499、501、502の1、504、505の3、505の4、507、字上横谷520、521の2、523、526の1、527の1、527の2、528、528の1、528の2、530の2、530の5、531、532の1（次の図に示す部分に限る。）、532の3、533の4、533の6、533の7、534、536の2、537の1、539、540の1、540の4から540の6まで
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上横谷520、521の2、523、526の1、527の1、527の2、528、528の1、528の2、531（次の図に示す部分に限る。）、532の1、532の3・533の4・533の7・540の5（以上4筆について次の図に示す部分

に限る。)、540の6

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第347号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。
平成元年5月6日農林水産省告示第646号(1に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第348号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年10月24日農林水産省告示第1744号(2に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第349号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第34条の規定による申立てがあったので、法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 起業者の名称 国土交通大臣

2 事業の種類 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事(和歌山県田辺市稲成町字北江原

地内から同県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ヶ池地内まで、同郡白浜町十九瀬字血深谷地内から同町富田字市部田地内まで、同町矢田字馬瀬谷地内から同郡すさみ町和深川字北添地内まで及び同町江住字片倉谷地内から同町江住字丸嶋地内まで)並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事

3 手続が開始される土地

(1) 収用の手続が開始される土地

和歌山県西牟婁郡白浜町矢田字馬瀬谷、大古字池ヶ谷、字山崎、字須川、字山崎前、字中ノ町、字尾鼻、字七板、字寺之前、字中仙場、字岩井、字下モ田及び字建岩前並びに安宅字清水、字前地、字下地、字下モ山及び字雨田地内

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見字保留、字滝尻、字駒爪、字笹谷口、字柱谷、字津江地、字上ミ坂、字蛇原、字立野中山、字狭間、字芝崎、字四十分、字火尻神、字菅原、字大谷口及び字大来帰谷並びに和深川字北添、字寺之谷、字井栗谷、字鴻之谷、字久保、字下モ平及び字新屋前地内

(2) 使用の手続が開始される土地

和歌山県西牟婁郡白浜町矢田字馬瀬谷、大古字池ヶ谷、字山崎、字須川、字山崎前、字中ノ町、字尾鼻、字七板、字寺之前、字中仙場、字岩井、字下モ田及び字建岩前並びに安宅字清水、字前地、字下地、字下モ山、字雨田及び字宝谷地内

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見字上ミ山、字保留、字滝尻、字駒爪、字笹谷口、字柱谷、字津江地、字上ミ坂、字蛇原、字立野中山、字狭間、字芝崎、字四十分、字火尻神、字菅原、字大谷口、字大来帰谷、字曲利、字見老津郷及び字稲村並びに和深川字北添、字寺之谷、字井栗谷、字鴻之谷、字久保、字下モ平及び字新屋前地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

和歌山県西牟婁郡白浜町役場及びすさみ町役場

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

新宮市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

新宮都市計画用途地域の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

白浜町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

白浜都市計画用途地域の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

白浜町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

白浜都市計画高度地区の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

監 査 公 表

和歌山県監査公表第9号

平成23年8月25日付け監査報告第5号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年4月10日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 藤 山 将 材

和歌山県監査委員 服 部 一

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

(1) 監査実施年月日 平成23年7月27日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 事務用パソコン再リースに伴う保守業務契約において、委託契約書の一部に当事者の表示及び引用条項の記載誤りがあるので、適正に対処されたい。

イ 週休日に勤務し、代休を取得した場合の超過勤務手当で、週38時間45分超であるのに、25/100の手当が支給されていないものがあったので、適正に計算し追給されたい。

ウ 医業収益の過年度未収金については、平成22年度末で約2,967万円となり、前年度に比し、約31万円減少している。今後も、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、一層の未収金整理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 事務用パソコン再リースに伴う保守業務契約については、契約期間を満了しており、契約書の記載誤りによる委託業務への支障は生じていないことを確認した。

また、契約書に記載誤りのないよう確認を徹底し、再発防止に努めている。

イ 超過勤務手当の不支給については、改めて超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の確認を行い、不支給額を算定の上追給を行った。

また、当該手当の支給に当たっては、支給時の確認作業をさらに慎重に行うとともに超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の記載方法等につき再度職員に周知し、記載漏れをなくすことにより、適正な超過勤務手当の支給に努めている。

ウ 医業収益の過年度未収金については、未納者本人又は家族に対し、来院時の面接並びに電話及び直接訪問等、あらゆる機会を捉えての納付指導を行っているところであり、経済的困窮により一括納付が困難な未納者に対しては、分納などの措置を講じることにより、未収金の回収に努めている。

また、入院時、患者本人及び家族等に対して、高額療養費制度や各種公費負担制度の教示を行い、退院時の未精算者に対しては納付誓約書を徴するなど、未収金対策マニュアルを活用し、新規未収

金の発生防止を図るとともに、回収困難な一部の未収金については、債権回収会社へ集金代行業務を委託することにより、未収金の縮減を図っている。

2 和歌山県土地造成事業会計

(1) 監査実施年月日 平成23年7月27日

(2) 監査の結果

ア 注意事項

保有土地の販売については、御坊工業団地で62,629㎡、橋本工業団地で17,131㎡など合計90,924㎡の売却を行い努力されているが、平成22年度末現在、未処分地在が575,138㎡(事業用借地権設定契約部分68,987㎡を含む。)となっているので、今後とも早期の土地処分について努力されたい。

イ 検討事項

会計の実体をより明確にする意味で、資産価額の時価評価について早急に検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 注意事項

積極的な企業誘致活動や関係部局との連携により、平成24年2月末までに西浜工業団地で1件7,158㎡の土地を売却することができた。

さらに事業用定期借地権制度の活用により、西浜工業団地で1件4,429㎡の土地の賃貸を行い、土地の有効活用にも努めている。

今後も、より積極的に土地の売却等に努める。

イ 検討事項

平成23年度決算から時価評価を適用することとしている。